

松本市告示第31号

松本市「学割でおトクにかえるパスポート」実施要綱を次のように定める。

令和2年2月28日

松本市長 菅谷 昭

松本市「学割でおトクにかえるパスポート」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高校生以上の生徒及び学生（以下「学生等」という。）を地域ぐるみで健全に応援し、学生等と地域が繋がることで松本市の活性化と、学生等が松本市に愛着を持ち、永く定住を希望するような魅力ある街にすることを目的とする松本市「学割でおトクにかえるパスポート（以下「学割カエルパ！」という。）」の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生等 生徒（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中等教育を受けている者のうち中学校に在籍する者を除く。）及び学生（学校教育法に規定する高等教育を受けている者）をいう。
- (2) 店舗等 松本市内の店舗、事業所その他の団体をいう。
- (3) 協賛店 松本市「学割カエルパ！」の趣旨に賛同し、自ら定めた特典サービスを行うものとして市長の承認を受け、松本市「学割カエルパ！」協賛店として登録された店舗等をいう。
- (4) 協賛店証 協賛店に交付する松本市「学割カエルパ！」協賛店証をいう。
- (5) 特典サービス 学生等に対して行う妥当な範囲の代金の割引、特典の付与その他のサービスをいう。

(登録の申請)

第3条 協賛店の登録を受けようとする店舗等は、松本市「学割カエルパ！」協賛店登録申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。

(審査及び協賛店証の交付)

第4条 市長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査し、第7条第2項の規定に該当しないと認めるときは、松本市「学割カエルパ！」協賛店登録台帳（様式第2号）に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により協賛店として登録をしたときは、協賛店であることを示す協賛店証（様式第3号）を交付するものとする。

(変更等の届出)

第5条 協賛店は、登録の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、松本市「学割カエルパ！」登録（変更・廃止）届（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

2 協賛店は、前項の規定による廃止の届出があったときは、速やかに協賛店証を返却するものとする。

(協賛店証の掲示)

第6条 協賛店証の交付を受けた協賛店は、当該協賛店の見やすい場所に協賛店証を掲示するものとする。

(協賛店の範囲)

第7条 協賛店は原則として松本市内に所在する店舗等に限る。

2 市長は、協賛店の登録を受けようとする店舗等が、次の各号のいずれかに該当する場合には、協賛店として登録しないものとする。

- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする店舗等
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の統制下にある店舗等
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る店舗等
- (4) その他学生等を健全に応援する本事業の趣旨にそぐわないと認める店舗等

(登録の取消)

第8条 市長は、登録された協賛店が、第1条に規定する趣旨及び前条に規定する協賛店の範囲に反すると認める場合は、その登録を取り消すことができるものとする。

(学生証等の提示等)

第9条 学生等は協賛店において特典サービスを受けようとするときは、原則として、学生等であることを証明する身分証明書、学生証等（以下「学生証等」という。）を提示するものとする。

(特典サービスの内容等)

第10条 協賛店が提供する特典サービスは、学生等を健全に応援する本事業の趣旨に沿った適切なものとする。

2 協賛店は、特典サービス内容をわかりやすく明示するとともに、本事業の特典サービスと他の割引、特典サービスとを併用して利用できるかの可否を明示するものとする。

(公表)

第11条 市長は、協賛店の名称、所在地、特典サービスの概要その他必要な事項について、随時、市ホームページ等により公表するものとする。

(保証の否認及び免責)

第12条 市ホームページ等における特典サービス情報等の掲載は、各協賛店の協力により提供するものであり、市長は掲載された情報の完全性、正確性、有用性等の保証を行うものではない。

2 市長は、学生等と協賛店との間の実際取引には一切関与しない。本事業に関連して学生等及び協賛店に何らかの損害、損失又は費用が生じた場合にも、市長はこれを賠償又は補償する責任を一切負わないものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年3月1日から施行する。